

説 明 資 料

〔個人住民税について〕

令和 7 年 5 月 15 日（木）

総 務 省

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

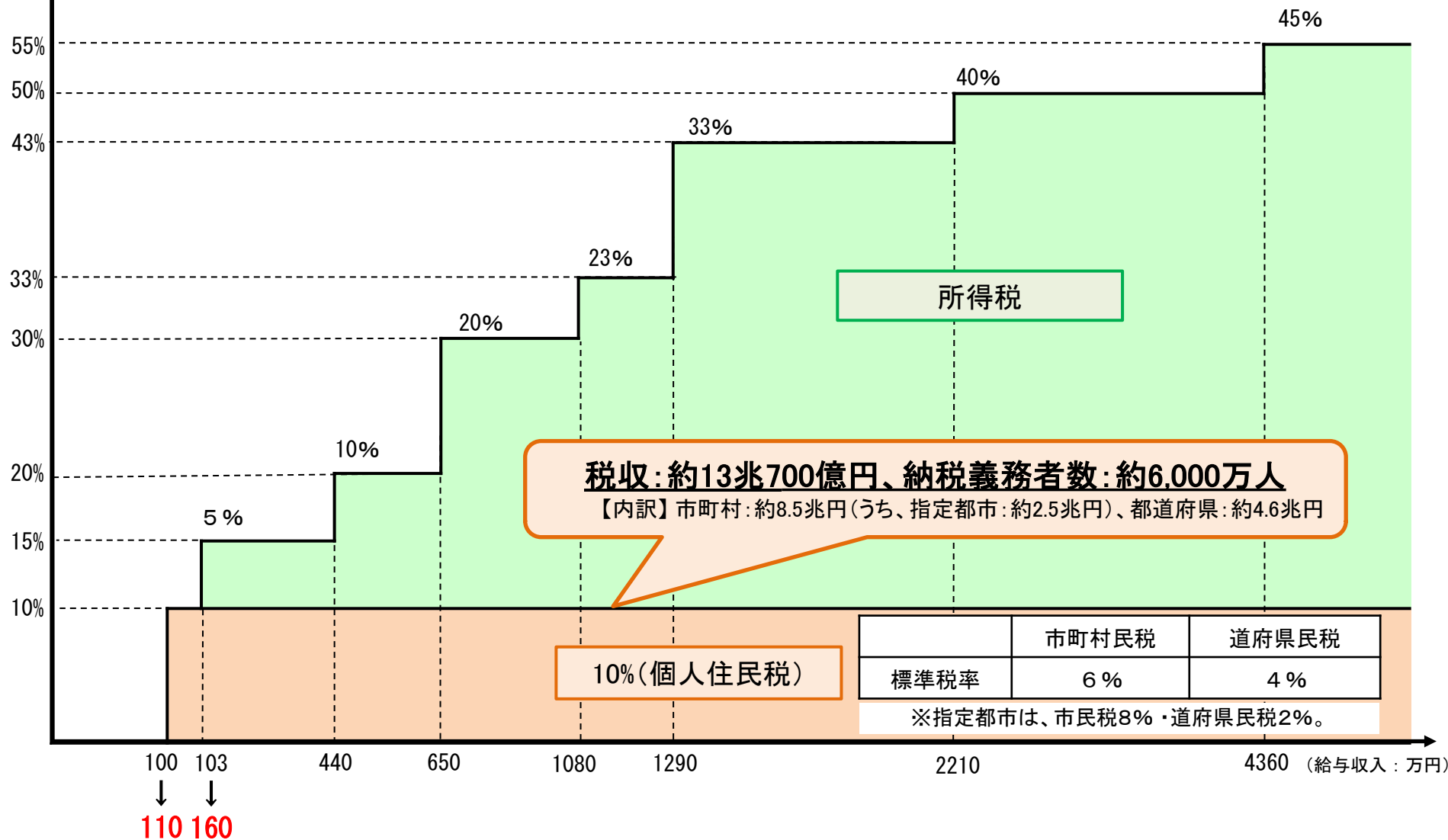
改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																								
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	< 最低保障額 > 改正前：55万円 → 改正後：65万円																								
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	< 給与収入200万円相当以下の場合 > 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逡減（例：給与収入850万円相当超の場合は58万円）																								
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																								
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																								
非課税ライン (単身者の場合)	<table> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>基本額等</td><td>45万円 (変更なし)</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 +10万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>100万円</td><td>110万円</td></tr> </table> (注) 地方税独自の非課税限度額が適用		改正前	改正後	基本額等	45万円 (変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	100万円	110万円	<table> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>95万円 +47万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 +10万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>103万円</td><td>160万円</td></tr> </table> ※給与収入200万円相当以下の場合		改正前	改正後	基礎控除	48万円	95万円 +47万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	103万円	160万円
	改正前	改正後																								
基本額等	45万円 (変更なし)	45万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	100万円	110万円																								
	改正前	改正後																								
基礎控除	48万円	95万円 +47万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	103万円	160万円																								
減収見込額	平年度：750億円程度	平年度：12,040億円程度																								

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

個人住民税の概要等

(限界税率：%)

[単身者の場合]



個人住民税所得割の計算の仕組み

所得税と同一の計算

個人住民税独自の計算

所得計算上の控除

〔所得の区分・種類に応じた配慮〕

給与所得控除 など

所得控除

〔家族構成や家族の収入等の事情に応じた配慮(人的控除)〕

基礎控除 最高 43万円(所得税最高95万円)
扶養控除 33万円(所得税38万円)
特定扶養控除 45万円(所得税63万円)
など

「地域社会の会費」という
性格からいずれも所得税
より低く、**地方税独自に設定**

前年中の
《収入金額》

所得金額の
計算

所得計算上の控除

前年中の
《合計所得金額》

課税所得金額の
計算

所得控除

《課税所得金額》

税額の
計算

税 率

【比例税率】 10%(県4%、市6%)

算出税額

税額控除

納付税額

基礎控除

- 基礎控除は、昭和25年度の個人住民税創設時(シャープ勧告)に、所得税の計算の例によるものとして導入された。
- 昭和37年度より、個人住民税独自の所得控除として創設され、基本的に所得税における基礎控除額の引上げ等を踏まえて、以下のように、控除額の引上げが行われてきた。
- 個人住民税における基礎控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除額を所得税よりも低く設定。

【控除額の推移】

(単位：万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和 50～51	19	26
52～53	20	29
54	21	〃
55～57	22	〃
58	〃	30
59～62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3～6	31	〃
7～令和元	33	38
2	〃	最高 48
3～6	最高 43	〃
7	〃	最高 95 ※3

【基礎控除の沿革等】

政府税調答申(昭和35年12月)

- ・ 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(＝現行の個人住民税制度の創設)。

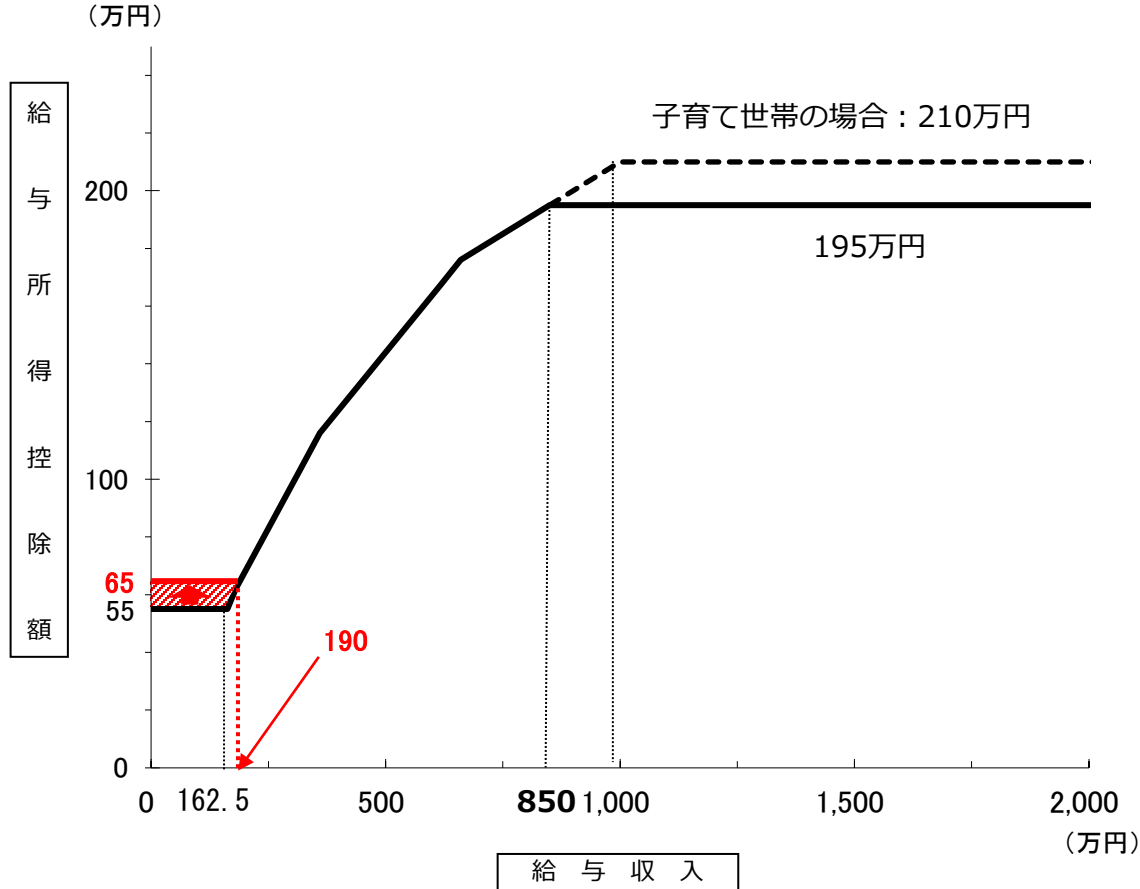
※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。

※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で通減、2,500万円超で消失する。

※3 収入に応じ控除額が通減(例：給与収入200万円相当以下の場合は、最高95万円)。

給与所得控除の見直し(令和7年度税制改正)

- 勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨。
－「税制の抜本的見直しについての答申」(政府税制調査会 昭和61年10月)
- 給与所得控除は所得計算の一部であるため、個人住民税も現在、最低保障額は55万円で所得税と同一。
- 個人住民税については、令和7年分所得に係る令和8年度分から適用。



給与所得控除額(改正後)

給与所得控除額(改正後)	
最低保障額: 55万円 → 65万円	
給与収入	控除額
180万円以下	収入金額 × 40% - 10万円
360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円
660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円
850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

大学生年代の子等に関する特別控除の創設（令和7年度税制改正）

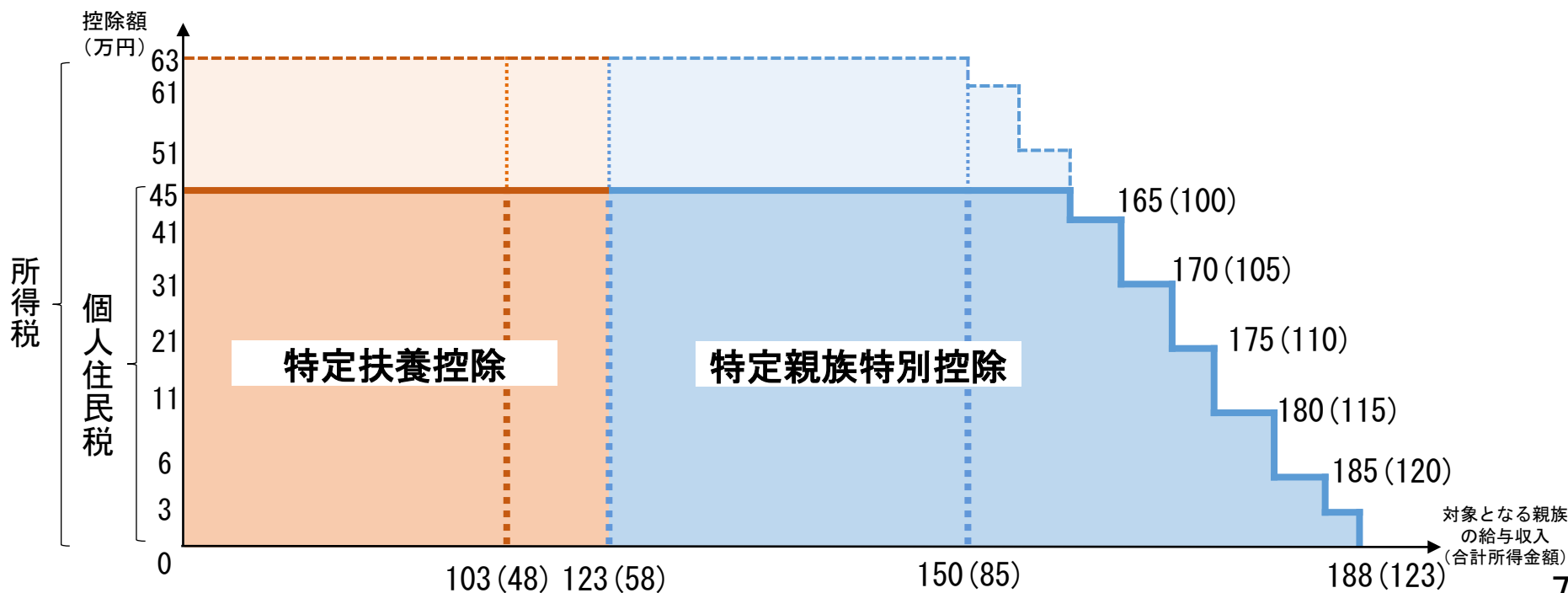
- 就業調整対策の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子等に係る新たな控除（特定扶養控除と同額の45万円）を創設する（令和8年度分の個人住民税から適用）。
- 控除対象の子等の所得要件を103万円から150万円に拡大するのに合わせて、子等の所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを設ける。

<特定扶養控除と特定親族特別控除の対象>

特定扶養控除 : 給与収入123万円以下である、19歳以上23歳未満の扶養親族
(改正前: 給与収入103万円以下)

特定親族特別控除 : 給与収入123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等
(控除額は給与収入150万円から逡減)

<控除イメージ>



人的控除の種類及び概要（令和8年度～）

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

		創設年 （個人住民税）	対 象 者	控除額		本人の所得要件	
				令和 8 年度	（参考） 所得税（令和 7 年）		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・ 本人	最高 43万円	最高 95万円 ※	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)	
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・ 生計を一にする合計所得金額が58万円(R7:48万円)以下である配偶者（控除対象配偶者）を有する者			－	
		控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・ 年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
		老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・ 年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・ 生計を一にする合計所得金額が58万円(R7:48万円)を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)	
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・ 生計を一にする合計所得金額が58万円(R7:48万円)以下である親族等（扶養親族）を有する者			－	
		一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・ 年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	－
		特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・ 年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	－
		老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・ 年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	－
		（同居老親等加算）	昭和55年度 (1980年度)	・ 直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+ 7万円	+ 10万円	－
	特定親族特別控除	令和 8 年度 (2026年度)	・ 生計を一にする合計所得金額が58万円を超え123万円以下である親族等を有する者	最高 45万円	最高 63万円		
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・ 障害者である者 ・ 障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	－	
		（特別障害者控除）	昭和43年度 (1968年度)	・ 特別障害者である者 ・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	－
		（同居特別障害者控除）	平成24年度 (2012年度)	・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	－
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・ 夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・ 夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下	
	ひとり親控除	令和3年度 (2021年度)	・ 現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子（総所得金額等が58万円(R7:48万円)以下）を有する者 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外	30万円	35万円	合計所得金額500万円以下	
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額85万円(R7:75万円)以下 かつ給与所得等以外が10万円以下	

※ 収入に応じ控除額が通減（例：給与収入200万円相当以下の場合は、最高95万円）。

大綱決定を受けた各地方団体の声明

○全国知事会「令和7年度与党税制改正大綱」について(抜粋)(令和6年(2024年)12月20日)

いわゆる「103万円の壁」に係る個人住民税については、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応することとされた。個人住民税が「地域社会の会費」的な性格であることや、地方税財源への影響、税務手続の簡素化の観点等に配慮いただいたことに深く感謝申し上げる。仮に今後、今回を超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、国の責任において代替となる財源を適切に確保いただくよう強く求める。

○全国市長会「令和7年度与党税制改正大綱について」(抜粋)(令和6年(2024年)12月20日)

個人所得課税については、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、令和7年分以後の所得税の基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額がそれぞれ10万円引き上げられるとともに、令和8年度分以後の個人住民税の給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられるなどとされたところである。こうした見直しについては、現下の物価動向において、人手不足等への対応として、「働き控え」の解消など様々な働き方改革の取組を進めていく中で、地方税財政への影響等を勘案しつつ、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格も踏まえ、とりまとめがされたことは理解するものである。

言うまでもなく、個人住民税は都市自治体における最大の税目であるとともに、住民に身近な行政サービスの基盤となっている。今後、何らかの見直しが行われる場合においても、地方の担う行政サービスに支障をきたすことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において、地方一般財源を確保することを強く求める。併せて、地方に大きな影響を及ぼす改正を行う場合、地方の意見を十分に踏まえて対応するよう強く求める。

○全国町村会「令和7年度与党税制改正大綱について」(抜粋)(令和6年(2024年)12月20日)

いわゆる「103万円の壁」については、令和7年分以後の所得税の基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額を引き上げることとされ、令和8年度分以後の個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格や地方税財源への影響等を総合的に勘案し、給与所得控除の最低保障額を引き上げるなどとされた。仮に今後、さらなる見直しが行われる場合には、地方財政への影響分について、町村の財政運営に支障が生じないよう、必要な安定財源を確保するための万全な措置を講じていただきたい。